

平成30年度公募型共同研究に係る委託契約書

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下、「甲」という。）は、「事業代表者」（以下、「乙」という。）と、平成30年度公募型共同研究「事業テーマ名」について、以下のとおり委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

1 委託の目的 甲は、平成30年度公募型共同研究において事業テーマ「事業テーマ名」（以下、「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 契約金額 委託事業の実施に要する経費の額として以下を上限とする。

			百万			千			円
--	--	--	----	--	--	---	--	--	---

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

3 契約期間 平成30年10月 1日から
平成31年 9月30日まで

4 履行場所 「主に研究開発を実施する場所の住所」

5 成果物 成果報告書1部及び成果物（別紙成果物届出書）一式

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 東京都江東区青海二丁目4番10号
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
理事長 奥村次徳 印

(乙) 住 所
氏 名 印

(実施計画書の遵守)

第1条 乙は、標記の契約書（以下、「契約書」という。）に基づき、公募型共同研究実施計画書（別紙1）（以下、「実施計画書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(権利の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(計画の変更)

第3条 乙は、次の各号に該当する場合には、公募型共同研究（変更・中止）申請書（様式 実-5）を甲に提出し、その承認を受けなければいけない。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 事業代表者を変更しようとするとき。
- (3) 実施計画書における実施体制図を変更しようとするとき。
- (4) 事業代表者が、事業の途中でも大企業もしくはみなし大企業となるとき。
- (5) 経費区分の20%以上を流用するとき。
- (6) 事業を中止しようとするとき。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第4条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(再委託)

第5条 乙は、本契約による委託事業の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託（以下、「再委託」という。）することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 本契約の締結時における実施計画書実施体制図に記載の再委託先
 - (2) 甲の承認を得たものである場合
- 2 乙は、再委託する場合には、当該再委託に係る再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 3 乙は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について、再委託先と契約を締結するものとする。

(履行報告)

第6条 乙は、委託事業の遂行状況について、公募型共同研究実施状況報告書（様式 実-7）を、甲が定める期日までに甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、委託事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、委託事業遂行が困難となったとき、又は実施計画書で定めた目標の達成が困難となったときは、速やかに公募型共同研究事故等報告書（様式 実-8）を甲に提出し、その指示を受けなければならない。
- 3 乙は、委託事業が終了したとき、又は、委託事業の事業期間が終了したときは、速やかに公募型共同研究成果報告書（様式 実-9）（以下、「成果報告書」という。）により甲に報告しなければならない。

(成果物の提出)

第7条 乙は、前条第3項に基づく成果報告書の提出の際に、同時に委託事業についての成果物（以下、「成果物」という）を提出しなければならない。成果物とは次の各号に示すものとする。

- (1) 開発品
- (2) 開発品の設計図書、ソースコード、試験報告書
- (3) 開発品が製品化された場合、その製品カタログもしくはマニュアル類
- (4) 事業化もしくは市場化した場合、その事業カタログもしくはマニュアル類
- (5) その他前4号に類するもの

2 前項各号の複数に該当する場合、その全てを提出しなければならない。

(成果の公表等)

第8条 甲は、委託事業の成果を公表するものとする。ただし、公開により乙並びに再委託先に不利益を被る場合、乙は非公開申請を行い甲の承認を受けることで、それを非公開とすることができる。

2 乙は、甲及び東京都が委託事業の成果について、展示会、イベント、報告会等で普及を図ろうとするときには、これに協力しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、委託事業の一切（甲より秘密と明記して開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(共同研究契約の締結)

第10条 委託事業の計画及び実施にあたり、甲及び乙並びに実施計画書に記載された乙の再委託先は、次の各号について別途共同研究契約書を締結することとする。

- (1) 公開前の知的財産や技術ノウハウ等の技術情報及び事業情報の秘密保持
- (2) 委託事業の実施により生じる知的財産等の取り扱い

(概算払)

第11条 甲は乙に対し、実施計画書の記載に基づき、必要と認められる場合には、委託期間の途中であっても委託事業の実施に要する経費を乙に支払うこと（以下、「概算払」という。）ができる。

2 乙は、前項により概算払を請求するときは、公募型共同研究概算払請求書（様式 会-1）を甲に対し提出するものとする。

3 乙は、委託事業の実施に要した経費について、その収支を明らかにした証憑書類を整備しなければならない。

4 乙は、前項による証憑書類を委託事業完了の日から5年間保存しておかななければならない。

(検査)

第12条 甲は、第6条第3項に基づく成果報告書の提出を受理した際は、成果報告書の内容について、完了した委託事業が、本契約の内容に適合するものであるかどうかを速やかに確認するものとする。

2 甲は、前条の委託事業の実施に要した経費の証憑書類について、本契約の内容に適合するものであるかどうかを検査する。

3 甲は、本契約に係る委託事業の実施状況に関して、書面提出を求める方法及び聞き取りによる調査、並びに乙又は乙の再委託先への職員等の立ち入りによる調査を行うことができる。

(支払額の確定)

第13条 甲は、前条の検査に基づき、委託事業の実施に要した経費に係る支払額を確定し、これを乙に通知する。

(確定額の請求及び支払い)

第14条 乙は、前条の通知を受けたときは、速やかに委託事業の実施に要した経費の精算を行い、公募型共同研究委託費精算書(様式 会-3)を甲に提出しなければならない。

(甲の解除権)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が事業完了までに履行することとされている実施計画書を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないとき甲が認めるとき。
- (2) 乙又はその再委託先が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙又はその再委託先が正当な理由がなく、甲の検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (4) 乙が未成年者、被保佐人、被補助人及び成年被後見人で必要な同意を得ている場合を除き、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者であることが判明したとき。
- (5) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
- (6) 乙から契約解除の申出があったとき。

(談合その他不正行為による解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令)又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき(同法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(協議解除)

第17条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の委託金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(取得財産)

第19条 委託事業の実施により取得又は制作した物件等（以下、「取得財産」という。）は、原則その所有を甲のものとし、乙は委託事業期間並びに委託事業完了後において取得財産を利用する場合には、善良な管理者の注意を持って管理し、甲の指示があったときはその指示に従って処分しなければならない。ただし、知的財産権についてはこの限りでない。

2 乙は、委託事業の実施により取得財産を得た場合、速やかに公募型共同研究取得財産明細票（様式会-4）により甲に報告するものとし、委託事業完了後は、成果報告書に取得財産の全てを記載するものとし、必要な場合は、処分に関して甲の指示を受けるものとする。

(協力事項)

第20条 乙は、甲が実施する中間評価、終了評価、事業終了後の追跡調査並びに、甲又は東京都が主催する展示会、イベント、報告会等への参加について、甲及び東京都に協力するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第21条 乙は、委託業務を実施した際に取得した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲は、前項に規定する個人情報について、適切な管理を行う必要があると判断した場合、乙に対し必要な事項について別に指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

(疑義の決定等)

第22条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第23条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 第1条 甲は、乙が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下、「要綱」という。）別表1号に該当する（乙が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- 3 契約書第15条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(再委託禁止等)

- 第2条 乙は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下、「排除要請者」という。）に再委託してはならない。
- 2 乙が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち要綱別表1号に該当する者に再委託していた場合は、甲は乙に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。
- 4 甲は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、甲の契約から排除することができる。

(不当介入に関する通報報告)

- 第3条 乙は、契約の履行にあたって暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下、「管轄警察署」という。）への通報（以下、「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告にあたっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を甲に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。
- 3 乙は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく乙に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。
- 4 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、甲の契約から排除することができる。

(様式 実-5)

平成 年 月 日

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

(事業代表者)

会社名 :

所属 役職 :

氏名 :

印

公募型共同研究（変更・中止）申請書

提出した事業計画について、下記のとおり（変更・中止）したいので、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター公募型共同研究実施要綱第16条の規定により申請します。

記

事業テーマ名	
変更・中止事項	
変更前	
変更後	
変更・中止の理由	
中止後の措置	
変更・中止予定年月日	平成 年 月 日

※事業代表者の変更の場合は、会社の定款を再度提出してください。

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

(事業代表者)

会社名 :

所属 役職 :

氏名 :

印

公募型共同研究実施状況報告書

平成 年 月 日付契約締結した事業について、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター公募型共同研究実施要綱第18条の規定により下記のとおり報告します。

記

事業テーマ名			
公募区分	<input type="checkbox"/> IoT共同開発研究	年次	/
	<input type="checkbox"/> IoTソリューション研究 <input type="checkbox"/> AI活用実証型研究	予算	万円
共同開発機関名 及び担当者			
都産技研担当者			
実施した委託事業の 概要とその成果	(注) 技術的課題とその解決について取り組んだ内容、事業化の進捗状況を含めて具体的に記載してください。		

(様式 実-8)

平成 年 月 日

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

(事業代表者)

会社名 :

所属 役職 :

氏名 :

印

公募型共同研究事故等報告書

提出した事業計画について、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター公募型共同研究実施要綱第18条の規定により下記のとおり報告します。

記

事業テーマ名	
事故概要	
事故内容及び原因	
事故後の措置	
当該事業の遂行 及び完了予定	

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

(事業代表者)
会社名 :
所属 役職 :
氏名 : 印

公募型共同研究成果報告書

平成 年 月 日付契約締結した事業について、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター公募型共同研究実施要綱第18条の規定により下記のとおり報告します。

記

事業テーマ名			
公募区分	<input type="checkbox"/> IoT共同開発研究	年次	/
	<input type="checkbox"/> IoTソリューション研究 <input type="checkbox"/> AI活用実証型研究	予算	万円
共同開発機関名 及び担当者			
都産技研担当者			
実施した委託事業の概要とその成果	(注) 技術的課題とその解決について取り組んだ内容を含めて具体的に記載してください。		

(様式 会-1)

平成 年 月 日

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

(事業代表者)

会社名 :

所属 役職 :

氏名 :

印

公募型共同研究概算払請求書 (第○四半期)

下記のとおり、本事業委託費の概算払いを請求します。

記

事業テーマ名		
契約金額 A		
既概算払額 B		
今回請求金額 C	円	
差引額 $D=A-(B+C)$		
振込先 口座	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義	

(様式 会-3)

平成 年 月 日

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

(事業代表者)
会社名 :
所属 役職 :
氏名 : 印

公募型共同研究委託費精算書

本事業の確定額通知に基づき、下記のとおり本事業委託費を精算します。

記

事業テーマ名	
確定額	円
概算払受領済額	円
精算額	(返還・追給) 円

追給額は以下の口座へ振込んでください。

振込先 口座	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義	

(様式 会-4)

平成 年 月 日

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

(事業代表者)
会社名 :
所属 役職 :
氏名 : 印

公募型共同研究 取得財産明細票

下記について、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター公募型共同研究会計取扱要綱第16条2項に基づき、取得した財産を報告いたします。

記

- 1 財産の取得日 平成 年 月 日
- 2 設置場所
- 3 メーカー名
- 4 製品名・型番
- 5 数量・単位
- 6 単価 (税抜) ¥ ー
- 7 取得総額 (税込) ¥ ー
(うち消費税及び地方消費税 ¥ ー)